

横浜市指定管理者制度運用ガイドラインの骨子について

1 ガイドライン策定の目的及び背景

(1) 目的

指定管理者制度の運用に関する、本市としての原則・方針を提示することにより、公の施設の管理運営の持続的改善を進め、各施設の設置目的をより効果的かつ効率的に達成することを目指します。

(2) 背景

- ① 第2期目の指定が23年度（選定業務等は22年度中）に集中（509施設）するため、これまでの運用状況を検証し、今後の改善につなげます。
- ② 1月15日に公表した、本市における公民連携事業の基本原則である「共創推進の指針（案）」の理念を指定管理者制度の運用に反映します。

（参考）再指定の対象となる施設の年度別見込み数

H18	H19	H20	H21	H22	H23
11	2	2	327 ※	45	509

※ 21年度は、市営住宅（287施設）を含む。

2 ガイドラインの位置付け

(1) 指定管理者制度運用の基本方針

- ・ 各施設への個別項目の適用については、施設の特性等により判断します。
- ・ 詳細については、施設ごとに個別に決定します。

(2) 検証及び改訂の実施

- ・ 実際の活用状況等の検証を行い、必要に応じて改訂していきます。

3 ガイドライン策定に向けたこれまでの主な取組

- 9月～ 指定管理者制度委員会での議論（今年度3回開催）
施設所管課・業務主管課との調整（実施中）
- 12月～ 指定管理者に対するヒアリング調査（実施済み）
全912施設の運営状況調査（集計中）

4 制度運用上の主な課題

- ・ サービスの継続性の担保
- ・ 選定時の競争環境の確保によるVFMの向上
- ・ 運営期間中のサービス水準の維持と向上のための方策
- ・ 地域性の反映
- ・ 市と指定管理者間の責任分担のあり方 など

5 主な課題に関する現段階での検討状況

課題	検討の方向性	
サービスの継続性の担保	非公募による選定の実施	公募を原則とするが、施設の特性等を考慮し非公募も可能 <例>地域住民による管理施設、PFI施設、緊急性がある場合 その他非公募とすることに合理的理由がある場合 等
	指定期間の長期化	5年を標準とするが、施設の特性等を考慮し変更可能。高度の専門性を有する施設等は10年も可能(毎年の評価に加え外部委員による中間評価を義務付け)
選定時の競争環境の確保	複数施設の一体的な選定	サービス向上、経費節減等が見込まれる場合、複数施設の一体的な管理運営を可能とする公募・選定を実施
サービス水準の維持向上	インセンティブの付与	次期選定への反映(高評価を得た場合に加点)、優れた提案に対する予算措置等によるインセンティブの付与
	モニタリングの強化・充実	PDCAサイクルに基づく持続的改善の仕組みの確立
地域性の反映	地域特性を踏まえた選定	区民利用施設等では、地域特性を反映した管理運営に対する評価項目を、選定時に設定
責任分担のあり方	責任分担・役割の明確化	市と指定管理者の間での適切なリスク分担のため、リスク分担の標準例を規定

6 今後の予定

- 4月～5月 ガイドライン「素案」の公表、意見募集及び素案への反映
6月～7月 ガイドライン確定

7 ガイドラインの構成(案)

- (1) 指定管理者制度の概要
- (2) 本市における指定管理者制度運用の原則
- (3) 全般的事項
- (4) 指定管理者の公募及び選定
- (5) 協定の締結及び管理運営の実施
- (6) モニタリング及び評価
- (7) 関係各部署の役割
- (8) 本ガイドラインの適用

8 ガイドラインの主な内容（案）

<p>《1》 指定管理者制度の概要</p> <p>1 指定管理者制度</p> <ul style="list-style-type: none">➤ 地方自治法上の指定管理者制度の位置付け等 <p>2 公の施設</p> <ul style="list-style-type: none">➤ 施設の必要性を検討し、管理運営形態を市直営または指定管理者から選択 <p>3 指定管理者制度運用の基本的な流れ</p> <ul style="list-style-type: none">➤ 制度運用にあたっての手続きの流れ等 <p>4 指定管理者の権限・義務等</p> <ul style="list-style-type: none">➤ 指定管理者の権限（利用許可等）及び義務等➤ 指定取消等の事由の例示、取消の手続等 <p>5 本市における指定管理者制度の運用状況</p> <ul style="list-style-type: none">➤ 制度導入による効果（サービスの向上、経費の節減等）
<p>《2》 本市における指定管理者制度運用の原則</p> <p>1 本市における指定管理者制度の基本理念</p> <p>(1) 公の施設のマネジメントシステムの確立</p> <ul style="list-style-type: none">➤ 各施設の目的を明確化し、その効果的な達成を目指すことを運用の基盤として確立 <p>(2) パートナーシップに基づく「共創」の実現</p> <ul style="list-style-type: none">➤ 市と指定管理者は、価値の創出という共通の目的の達成を目指す「パートナー」➤ 「共創推進の指針」に掲げた4原則の尊重 <p>2 公の施設のマネジメントシステム</p> <ul style="list-style-type: none">➤ 各施設の目的に基づき協定で設定する具体的な「目標」に基づいた管理運営の実施➤ PDCAサイクルに基づく持続的改善の仕組みの確立
<p>《3》 全般的事項</p> <p>1 運用に関する基本的事項</p> <p>(1) 指定期間の設定</p> <ul style="list-style-type: none">➤ 5年を標準とするが、施設の特性（高度の専門性を有する施設等）等を考慮し、変更可能（10年程度：毎年の評価に加え外部委員による中間評価を義務付け） <p>(2) 情報公開の実施</p> <ul style="list-style-type: none">➤ 各指定管理者が、市が作成する「標準規程」に則り「情報公開規程」を作成 <p>(3) 個人情報の保護</p> <ul style="list-style-type: none">➤ 利用者等の個人情報保護の徹底 <p>2 リスクの管理・分担</p> <ul style="list-style-type: none">➤ サービス向上とコスト節減のため、管理運営に関するリスクの管理及び市と指定管理者間での適切な分担が必要。リスク分担の標準例を表により規定

3 インセンティブの付与・ペナルティの賦課

- 次期選定への反映：高評価を得た場合には次期選定で加点
- 指定管理料等への反映：優れた提案に対する予算措置の実施

4 その他

(1) 施設の定期的点検の実施

- 利用者の安全確保及び施設の長寿命化のため、定期的点検を実施

(2) 災害等発生時の対応

- 災害時には避難所等となる可能性があり、横浜市防災計画等に基づき対応

《4》指定管理者の公募及び選定

1 公募手続

(1) 公募・非公募の決定：一部を除き、公募を原則

- ＜例＞ 地域住民による管理施設、PFI施設、緊急性がある場合その他非公募とすることに合理的理由がある場合 等

(2) 選定単位の設定

- 複数施設の一体的な管理運営を可能とする公募・選定の実施

(3) 公募方法

- 企業・NPO等の参入促進（積極的情報提供、個別相談等）と透明性の確保
- 応募情報に対する保護（原則は公開、企業ノウハウ等は一定の保護）

2 公募要項の記載項目

(1) 資格要件

- 管理運営能力・公共性・競争性の確保を目的として、応募資格を設定
- 職員の適な労働条件の確保に向けた条件の設定

(2) 選定基準

- あらかじめ選定委員会での審議を経て、選定基準を公表

3 選定に関する手続

(1) 選定委員会による選定

- 外部委員を原則。有識者、会計士、当該分野の専門家、利用者代表、は必ず選任

(2) 選定時における評価の考え方

- 評価項目の例示：サービス、経費、団体の運営、その他の取組
- 区民利用施設等の場合、地域特性を反映した管理運営に対する評価項目の設定
- 本市重要施策への対応状況による評価
- 実績評価の次期選定への反映（高評価を得た場合には次期選定で加点を実施）

(3) 現在の指定管理者のみが応募した場合の取扱い

- 「最低制限点数（この点に達しない場合は再公募）」の基準の設定

(4) 法人格等変更時の再指定

- 指定後に、団体の法人格等の法的位置付けが変動した場合の対応

《5》協定の締結及び管理運営の実施

1 協定の位置付け

- 締結後も規定内容に一定の弾力性を確保（協議による変更等）

2 協定書の記載項目

- (1) 優れた取組に対するインセンティブの付与
 - 次期選定への反映：高評価を得た場合には次期選定で加点
 - 指定管理料等への反映：優れた提案に対する予算措置の実施
- (2) 次期選定者への確実な引継ぎの実施
- (3) 法令の遵守（労働関係法規を含む）

《6》モニタリング及び評価

1 モニタリング及び評価の概要

- (1) モニタリング及び評価の目的
 - PDCAサイクルに基づく「持続的改善」の実現
- (2) 評価結果の反映・フィードバックの実施
 - 管理運営の改善のためのフィードバック、指定管理料・次期選定等への反映

2 モニタリング及び評価の手法

- (1) 指定管理者自身によるモニタリング
 - 継続的な自己点検の実施
- (2) 利用者等によるモニタリング利用者等によるモニタリング
 - 利用者会議、利用者アンケート、ご意見ダイヤル等の活用
- (3) 市(所管課)によるモニタリング及び評価
 - 継続的モニタリング及び事業報告書を中心とした年次・指定期間全体に対する評価
- (4) 第三者評価
 - 平成23年度以降の指定分より実施義務付け及び補助金の見直し

《7》関係各部署の役割

市役所内の各部署の役割分担を規定

- 施設所管課がマネジメントシステムの中心となり、施設の「経営」を実施
- 各施設の制度等所管課は、書式等の標準化・利用許可基準の統一化等の支援を実施
- 共創推進事業本部は、主に制度全体に関わる事項について支援・調整を実施
- アセットマネジメント関係部署は施設の物的・技術的側面について支援を実施

《8》本ガイドラインの適用

施設の特性や規模を考慮し、ガイドラインの各項目の適用関係を規定

○ 指定管理者が指定された施設の一覧

平成20年12月末現在

大分類	中分類	小分類	施設数	内訳
区民利用施設 (307)	地区センター等 (110)	地区センター	80	鶴見(6)、神奈川(5)、西(2)、中(3)、南(4)、港南(5)、保土ヶ谷(4)、旭(6)、磯子(4)、金沢(5)、港北(6)、緑(4)、青葉(6)、都筑(4)、戸塚(6)、栄(3)、泉(4)、瀬谷(3)
		コミュニティハウス	24	鶴見(2)、神奈川(1)、西(2)、中(1)、南(4)、港南(1)、保土ヶ谷(2)、旭(2)、磯子(1)、金沢(1)、港北(2)、緑(1)、青葉(1)、戸塚(1)、栄(1)、泉(1)
		集会所	6	鶴見(1)、神奈川(2)、西(1)、中(1)、泉(1)
	スポーツ施設 (29)	スポーツ会館	11	神奈川(1)、南(1)、港南(1)、保土ヶ谷(1)、旭(1)、金沢(1)、港北(1)、緑(1)、青葉(1)、都筑(2)
		スポーツセンター	18	各区に1施設
	福祉施設 (147)	老人福祉センター	18	各区に1施設
		地域ケアプラザ	111	鶴見(7)、神奈川(6)、西(3)、中(6)、南(7)、港南(7)、保土ヶ谷(5)、旭(8)、磯子(6)、金沢(9)、港北(7)、緑(6)、青葉(6)、都筑(4)、戸塚(9)、栄(6)、泉(5)、瀬谷(4)
		福祉保健活動拠点	18	各区に1施設
	その他区民利用施設 (21)	公会堂	3	港北・泉・瀬谷 ※ 他の15区については直営
		子どもログハウス(公園内)	18	各区に1施設
市民利用施設 (大規模・専門施設) (185)	文化施設 (17)	横浜みなとみらいホール	1	
		横浜美術館	1	
		その他文化施設	15	区民文化センター(6施設:神奈川・港南区・旭区・磯子区・栄区・泉区)、市民ギャラリー・市民ギャラリーあざみ野、市民文化会館「関内ホール」、横浜能楽堂、久良岐能舞台、芸術センター「横浜にぎわい座」、大倉山記念館、陶芸センター、長浜ホール
	スポーツ施設 (3)	横浜国際プール	1	
		体育館	2	横浜文化体育館、平沼記念体育館
	福祉施設 (33)	地域療育センター	6	地域療育センター(6施設:東部・中部・西部・南部・北部・戸塚)
		障害者施設	14	障害者スポーツ文化センター横浜ラポール、総合リハビリテーションセンター、福祉機器支援センター(3施設:反町・泥亀・中山)、知的障害者更生施設(2施設:中山みどり園・つたのは学園)、精神障害者生活支援センター(6施設:神奈川区・港南区・栄区・保土ヶ谷区・磯子区・緑区)、障害者研修保養センター横浜あゆみ荘
		高齢者施設	5	高齢者保養研修施設「ふれーゆ」、特別養護老人ホーム等(4施設:養護老人ホーム新橋ホーム・特別養護老人ホーム新橋ホーム・特別養護老人ホーム天神ホーム・特別養護老人ホーム浦舟ホーム)
		その他福祉施設	8	福祉保健研修交流センター「ウイリング横浜」、社会福祉センター、寿生活館、保護施設(2施設:浦舟園・中央浩生館)、ホームレス自立支援施設はまかぜ、保育所(2施設:かながわ・金沢八景)
	医療施設 (5)	港湾病院 (みなと赤十字病院)	1	
		脳血管医療センターに併設する介護老人保健施設	1	
		その他医療施設	3	スポーツ医学センター、総合保健医療センター、救急医療センター
	動物園・公園等 (82)	動物園	3	動物園(3施設:よこはま・金沢・野毛山)
		公園等	79	公園(78施設:新横浜公園・保野公園・長浜公園・長坂谷公園 等)、メモリアルグリーン(新墓園)
	その他市民利用施設 (45)	博物館等	5	横浜市三殿台考古館、横浜市歴史博物館、横浜都市発展記念館、横浜ヨーロッパ文化館、横浜開港資料館
		市民利用港湾施設	17	臨港パーク(2)、大さん橋国際客船ターミナル(2)、みなとみらいさん橋及び同附属旅客施設(5施設)、横浜港シンボルタワー(2)、八景島(4)、国際交流ゾーン、日本丸メモリアルパーク
		海づり施設	3	海づり施設(3施設:本牧・磯子・大黒)
		リサイクル施設	4	神奈川リサイクルコミュニティセンター、リサイクルプラザ(3施設:鶴見・港南・青葉)
		青少年施設	9	横浜子ども科学館、野島青少年研修センター、青少年育成センター、青少年交流センター、青少年野外活動センター(4施設:三ツ沢公園・子ども自然公園・くろがね・道志)、少年自然の家
その他施設		7	消費生活総合センター、技能文化会館、国際学生会館、男女共同参画センター(3)、社会教育コーナー	
その他施設 (420)	市営住宅	287	鶴見区・神奈川区(54)、西・中・南・保土ヶ谷(84)、港南・戸塚(24)、旭(19)、磯子・金沢・栄(38)、港北・青葉・都筑(27)、緑(15)、泉・瀬谷(26) ※施設数は公募単位を表示	
	港湾物流施設	69	港湾労働者共同住宅(港湾関係厚生施設2施設)、福利厚生施設(大黒ふ頭厚生センターなど5施設)、本牧ふ頭新建材1号岸壁等10施設、瑞穂ふ頭など建材取扱施設4施設、本牧ふ頭A突堤1号上屋等48施設	
	コンテナターミナル関連施設	64	大黒ふ頭T_9港湾施設用地、本牧ふ頭BC突堤間港湾施設用地、本牧ふ頭D突堤港湾施設用地 等	
合 計			912	